

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月7日13:30～

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

3. 農業委員会

①出席委員12人

会長 6番 井上 利彦
委員 1番 上甲 覚
2番 土居 裕子
3番 阿部 弘喜
4番 高野 晃一
5番 大野 信幸
7番 兵頭 英樹
8番 米田 慎一郎
9番 濱本 虎夫
12番 木野本 伸行
13番 梶原 知樹
14番 津田 正利

②欠席委員 2人

委員10番 中田 初美
11番 松本 虎彦

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第12号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画
(案)の決定について(使用貸借)
日程第8 議案第13号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画
(案)の決定について(賃貸借)

日程第9 議案第14号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の一部
変更承認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 林 栄作
主任 中村 吉裕
主事 宮本 聖真

(次ページから会議概要)

7. 会議の概要

事務局	それではただ今から、8月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(井上会長・あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 これより議事進行は、井上会長にお願いします。
議長	ただ今から、8月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、10番 中田委員 11番 松本委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、8番米田委員、9番濱本委員にお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。会期は、本日の、1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。
議長	次に、日程第3、「報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、1ページの、報告第7号をご覧ください。 (報告書説明) 内容につきましては、相続、取得した権利の種類及び内容は、所有権で、農業委員会によるあっせん等の希望は、「有り」となっ

ております。

農地法第3条第1項第12号の規定による、相続に該当するため、許可の対象外となり、届出となっております。

説明は、以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

事務局

それでは、2ページから4ページの、議案第9号をご覧ください。所有権移転です。

(議案説明)

農地法第3条では、農地又は採草放牧地について所有権移転する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないこととなっており、譲渡人は、農業後継者である子に対象農地を贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車4台、選果機1台、草刈機4台、動力噴霧機3台、モノラック2基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間300日従事しているということでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域の緩和要件ですが、譲受人は、今まで耕作していた農地を引き続き耕作するもので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る用件は満たしておりますので、よろしくご審議を願ひします。

議長	ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の阿部委員から現地調査の結果をお願いします。
3番 阿部委員	<p>第3区 山寄推進委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件は満たしております。周辺の農地並びに地域営農には、影響がないものと思われま。以上のことから問題は無いものと思います。</p> <p>ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第5、議案第10号及び日程第6、議案第11号、「農地法第3条の規定による許可申請について関連しておりますので、一括して議案といたします。」</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書説明)</p> <p>5ページから7ページまでです。譲渡人・譲受者が同一人物で、農地の売買による所有権移転になります。2筆近傍地にありますので、議案第10号及び議案第11号については、関連しておりますので、一括して説明を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>7ページの位置図をご覧ください。場所は大浜地区になります。議案第10号について、譲渡人は、共同所有権3名、譲受人1名、双方の同意により売買する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。</p> <p>売買価格は〇〇万円で、10a当たり〇〇万円です。</p> <p>続きまして、議案第11号については、譲渡人は、共同所有権2</p>

名の方で、農業に従事していないため、双方の合意により売買する。譲受人は、先ほどと同様です。

売買価格は〇〇万円で、10a 当たり〇〇円です。

それでは合わせて、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査②③をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですか、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、選果機1台、動力噴霧機1台、モノラック1基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は300日、配偶者とともに従事しているということから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には問題ありません。

第6号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、1番上甲委員から現地調査の結果をお願いします。

1番
上甲委員

濱本推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件はすべて満たしており、周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われれます。以上のことから特に問題はないものと思われれます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第10号及び議案第11号について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第10号及び議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第12号「農用地経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について、議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局

8ページの議案第12号をご覧ください。

この法律は農地集積を促進するための法律で、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じることとしています。

議案は、伊方町長より令和5年7月21日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画は、4件で14筆、面積は25,464㎡です。

(議案説明)

以上の計画内容は、農地の有効利用に供し、地権者から使用者に直接利用権設定をする使用貸借であります。

説明は、以上です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

委員さんから、何かありませんか。

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第12号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第13号「農用地経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局

9ページの議案第13号をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和5年7月6日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画は、1件で3筆、面積は2,035㎡です。

それでは、議案を説明いたします。

(議案内容の説明)

以上の計画内容は、農地の利用に供しておりますが、元々、中間管理機構の管理している農地をJAかりて、耕作者へ貸付けていましたが、今回は直接耕作者へ利用権を移転するもので、賃貸借となっております。

説明は、以上です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

委員さんから、何かありませんか。

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第14号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の一部変更承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局

10ページの議案第14号をご覧ください。

この議案は、令和5年6月28日付けで、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針が変更されたことに伴い、伊方町長より令和5年7月20日付けで、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見を求められています。次ページからは新旧対象表になります。

それでは、改正の概要を説明いたします。

(議案書朗読)

基本的な構想の変更について、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想につきましては、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じ、地域に定着できるような農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その目標に即した「効率的かつ安定的な農業経営体」の育成と、これらの経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確保するために各市町において制定しています。

本町におきましても、平成18年8月に制定後、農地法の改正や農業経営基盤強化促進法の一部改正を受けて、平成22年6月、平成23年9月、平成26年9月、平成28年12月、令和3年11月に見直しを行っております。

今回は、農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定（5年ごと

に見直す)に基づき県の基本方針が変更されましたので、それらを踏まえた下記の修正を行いました。

主なものは次の2点です。

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針(令和5年6月28日変更)との整合(育成体制整備及び認定農業者が「地域計画」の農業を担う者への位置付けられるよう推進することを明記。)町の定める基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条第4項により、これを定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ農業者、農業に関する団体、その他の関係者の意見を反映する必要がありますので、意見を求めるものです。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第14号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり承認されました。

その他を議題とします。

委員さんから、その他についてありませんか。

事務局からありませんか。

事務局

次回の総会予定日に関連します。

今度の9月総会には、農地パトロールの関係で推進委員さんも参加して行いたいと考えています。

また、9月8日に県農業会議が主催で南予管内の農業委員・推進委員合わせて、研修会が午後1時30分から大洲マリエールで開催されます。この日に合わせて午前中に総会を11時頃から始めて、昼食をとってから、バスで会場へ行きたいと考えています。

あるいは、総会を9月5日、研修会を9月8日と分けて行うほうが良いか、ご意見をお願いします。

議長

事務局からの発言について、ご意見のある委員はお願いします。

(同日に行う意見多数。)

それでは、併せて行うご意見が多いので、9月8日午前11時から総会、午後から研修会といたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、以上をもちまして、伊方町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

(閉会時間 14:05)